

別紙

開示しない部分並びに開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由

不開示箇所	根拠規定	不開示理由
開示請求者の氏名、住所及び電話番号	東京都情報公開条例（以下「条例」という。）7条2号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するため。
開示請求に係る公文書の件名又は内容の一部	条例7条2号	個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当するため。